

令和 8 年度

工 事 名： 村道印田線雨水排水路整備工事
工事場所： 恩納村字恩納地区
工 期： 契約締結日の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

特 記 仕 様 書

- 第 1 条 (土木工事等共通仕様書の適用)
- 本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 第 2 条 (土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項)
- 土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

			特記仕様書		恩 納 村
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		1	適 用		本特記仕様書は、村道印田線雨水排水路整備工事に摘要する。
		2	一般事項	1	本工事は、本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準(土木建築部制定)、及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は、本特記仕様書、図面を優先し、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びにその他の参考図書の順とする。
				2	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。
		3	工事に必要な諸手続について		工事に必要な諸手続については、請負者の責任において関係人及び官公署と調整すること。
		4	疑義の解釈		請負者は、工事着手前に必要な調査、測量、設計図書の確認をおこなうとともに、仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合はすべて監督員と協議し、施工しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて請負者の負担とする。
		5	現場事務所の設置		請負者は、工事現場内または現場付近に現場事務所を設置しなければならない。 事務所には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図その他必要事項を一日で理解できるよう作成し、掲示すること。

			特記仕様書		恩 納 村
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		6	安全・訓練等の実施		労働災害を防止するため安全衛生教育を実施し、工事書類等に添付すること。
		7	施工計画の策定		施工計画の策定にあたっては、付近住民の生活環境を侵すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。
		8	工事環境に対する計画		工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動、交通傷害等により地域住民と摩擦、トラブルを極力防止するよう綿密な検討を行い施工計画書作成時に反映させること。
		9	土地借上		工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は請負者の責任において処理しなければならない。
		10	民地への無断立入の禁止等		工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。工事用地以外の区域へ立入る場合は、必ず所有者の承諾を得ること。
		11	ダンプトラック等による過積の防止		工事用資機材等の積載超過がないようにし、さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプが工事現場に出入りすることがないようにすること。
		12	使用機械及び資材		本工事に使用する機械、資材等は施工計画書に記載し、資材については、その形状、寸法、材質、強度、製造会社等について事前に承諾を得ること。
		13	村産品・県産品の優先使用について		本工事に使用する資材等は、県内で産出又は製造され、その規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用しなければならない。また、村内事業所についても、同様に優先して使用すること。
		14	琉球石灰岩違法採掘防止について		工事用資材として琉球石灰岩(古生代石灰岩を除く)を使用する場合は、出鉱証明書(原本)を提出すること。また、請負者は使用資材承諾願いに「採掘権に関する施業案認可書」を添付すること。
		15	生コンクリート	1	JIS 指定工場の生コンクリートを使用するものとする。
				2	コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリート 55%以下、無筋コンクリート 60%以下とする。

			特記仕様書		恩 納 村																
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項																
		15	生コンクリート	3	なお、上記の条件を確保できない場合は、強度の規格を上げることにより、水セメント比の条件を確保するものとする。 (例：18N／mm2 → 21N／mm2) 現場打ち鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmを標準とする。																
		16	再生資材の利用		請負者は下記の資材の使用に際し、原則、再生資材を優先して利用するものとする。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生クラッシャーレン</td><td>RC-40</td><td></td></tr><tr><td>再生粒調砕石</td><td>RM-40</td><td></td></tr><tr><td>再生密粒度アスコン</td><td>20mm</td><td></td></tr><tr><td>再生粗粒度アスコン</td><td>20mm</td><td></td></tr></table>		資材名	規格	備考	再生クラッシャーレン	RC-40		再生粒調砕石	RM-40		再生密粒度アスコン	20mm		再生粗粒度アスコン	20mm	
資材名	規格	備考																			
再生クラッシャーレン	RC-40																				
再生粒調砕石	RM-40																				
再生密粒度アスコン	20mm																				
再生粗粒度アスコン	20mm																				
		17	再生資源利用計画について		再生資源利用計画については、事前に提出すること。																
		18	建設廃材の処理について		建設廃材の処理については、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者の設置した処分場での処分とし、収集、運搬及び処分にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反しないように処理すること。また、舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し適切に処理すること。																
		19	残土処理について		残土処理場は請負者が選定し、周辺下流で土砂災害が発生しない場所で下流に水源地がないか、河川や水田等への赤土流出がないか等十分検討し、受注者において必要な赤土等流出防止対策を行わなければならない。尚、事前に監督職員に残土処理場の確認を求めなければならない。																
		20	赤土等流出防止対策		工事を施工するにあたり、赤土等流出防止には十分に配慮し、赤土等流出防止対策技術指針に基づいた施工をしなければならない。 赤土等流出防止の検討の際には着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督職員の確認を得たうえで施工を行うこと。また施工計画書に明記するものとする。																
		21	赤土流出防止施設の維持管理について		降雨時には施設の点検確認は怠らないこと。 不測の事態により、赤土等の流出が起こった場合は、請負者は迅速に対策を行い、監督員に報告しなければならない。																
		22	アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて		舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適切に処理するものとする。																

			特記仕様書		恩 納 村	
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項	
		23	主任技術者 管理技術者	1	本工事請負金額が下表に該当する場合は、当該工事による主任技術者又は、管理技術者を専任で置かなければならない。	
					請負工事金額	主任技術者又は、監理技術者
					4 千万円以上 1 億円未満	次のイに掲げる者 イ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定(以下「技術検定」という)のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者。
					請負工事金額	主任技術者又は、監理技術者
					一億円以上	次のイ又は、ロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定(以下「技術検定」という)のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ. 技術士法(昭和 32 年法律第 124 号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)、又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者。
				2	4 千 5 百万円以上を下請けして工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。	
				3	上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証(以下「資格者」という)の交付を受けた者(直接的、かつ恒常的な雇用関係に有る者)でなければならない。	
				4	上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。	
				5	監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を公衆の見やすい場所に提示しなければならない。	
		24	工事標示施設の設置		工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか工事区間の起終点に例に示す内容を記載した標示板を設置するものとする。 ※通行止めの場合は、通行止め期間を明確に表示すること。	

			特記仕様書		恩 納 村
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		25	完成図書		請負者は、完成図書として下記のとおり、納品しなければならない。なお、納品は事前に監督職員の承諾を得ることとする。 (1)完成図(青図観音開製本)A1 版 1 部 (2) " " A3 縮小版 1 部 (3) " CD ROM 1 部 (4)出来形図(青図観音開製本)A1 版 1 部 (5)工事作成全データ一式(CDorDVD) 1 部 (オリジナルデータ)
		26	工事の進捗状況について		請負者は毎月、月末に月報(進捗状況)を監督員へ提出しなければならない。
		27	排出ガス対策型建設機械の使用について		本工事における建設機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施設第 225 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
		28	工事カルテの作成・登録について		請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注時・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成図は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない(ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
		29	施工体制台帳		請負者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。
		30	下請業者の村内企業優先活用		請負者は、下請契約の相手方を村内企業(主たる営業所を恩納村内に有するもの)から選定するように努めなければならない。ただし、これにより難しいときは、村内企業に代わり県内企業の順に優先し選定するように努めなければならない。また、工事完成後の成果品と村内業者使用状況報告書を提出すること。
		31	創意工夫等実施状況		請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時まで提出することができる。
		32	イメージアップ		工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、請負者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り適正に工事を実施するものとする。

			特記仕様書		恩 納 村
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		33	暴力団員等による不当介入の排除対策		請負人は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成 19 年 7 月 24 日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 1 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 2 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を提出すること。 3 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
		34	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について		1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。 補正値（％）＝真夏日率×補正係数※ ※補正係数：1.2 2 用語の定義 (1) 真夏日 日最高気温が 30 度以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。 (2) 工期 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。 なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 (3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期 ※小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする 3 工事着手前に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載し提出すること。気温の計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いてもよい。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。 4 施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出すること。

	条件明示	恩 納 村
特記事項 1. 施工に際し交通規制を行う場合は事前に、関係機関（路線バス業者等）と調整のうえ、発注者の承認を得ること。また、周辺住民並びに関係機関への周知を行う事。 2. 歩行者の安全確保に努め、必要な場合は安全施設の設置を行うものとする。 3. 本工事において、住宅敷地、車庫及び畑等への擦りつけ処理が生じる場合及び既設排水等の取付が必要な場合は、監督員及び関係人と協議して処理することとする。 4. 施工に際し請負者は支障となる物件(地下埋設物、占用物件)の管理者と、立会いのもとで当該物件の調査、確認のうえ保安対策等を協議し事故防止に努めなければならない。 なお、上記事項に関する<u>トラブルや損傷補償等については請負者が責任を持って対処すること。</u> 5. 受注者は工事請負契約書（改訂版）第 57 条に基づき建設工事保険に加入しなければならない。		